

## おひさまソーラーネット帯広 入会規約

### (目的)

第1条 おひさまソーラーネット帯広（以下、「本会」という。）は、本会の会員（以下、「会員」という。）が設置した太陽光発電システムにより発電された電力量のうち、自家消費されることにより二酸化炭素排出削減に寄与した価値を取りまとめ、J-クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度）実施要綱（平成25年4月17日制定。経済産業省、環境省及び農林水産省）に定める制度管理者からJ-クレジットとして認証を受け、地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与する事業等に活用し、低炭素社会の実現に向けたまちづくりに資することを目的に活動を行う。

### (管理及び運営)

第2条 本会の管理及び運営は、帯広市（以下、「当市」という。）が行う。

### (入会申込)

第3条 本会に入会しようとする者（以下、「申請者」という。）は、「おひさまソーラーネット帯広入会申込書」（様式第1号）に当市が交付する帯広市新エネルギー導入促進補助金の申請書類等の設備導入を確認できる書類の写しを添えて、当市に提出するものとする。

### (入会資格)

第4条 本会の入会資格は、次のとおりとする。

- (1) プロジェクト計画書に定める基準を満たす太陽光発電システムを設置し、かつ、入会申込日がシステム稼働開始後、2年以内であること。ただし、平成29年9月30日において、既に本会の会員であった者は会員の資格を有する。
- (2) 発電量等が表示できるエネルギー表示器を有し、発電実績の報告に協力すること。
- (3) 他の排出削減事業等に登録していないこと。

### (業務の内容)

第5条 第1条に規定する目的のために、会員は次の第1号に掲げる業務を行い、本会は次の第2号から第5号までに掲げる業務を行うものとする。

- (1) 太陽光発電システムの設置による温室効果ガス排出量の削減
  - (2) プロジェクト登録（審査機関による妥当性確認を含む）に係る業務
  - (3) モニタリングの実施及び認証申請（審査機関による検証を定期的に受けることを含む）に係る業務
  - (4) 認証されたJ-クレジットの換価に関する業務
  - (5) 地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与する事業等への活用に係る業務
- 2 本会は、前項第5号に規定する業務を帯広市環境基金への積立により行う。
- 3 本会は、第1項第2号から第5号までに規定する業務を当市に委託する。

(業務の報告)

第6条 本会は、会員に対して、プロジェクト計画書に基づく前条第1項第1号に規定する業務について、必要に応じて報告を求めることができ、会員はこれに協力しなければならない。報告については、「積算発電量等報告書」(様式第2号)に別に定めた方法により撮影した写真等を添えて、本市に対して行うものとする。

2 本会は、会員に対して、前条第1項第2号から第5号までに規定する業務について、報告を行うものとする。

3 前項の規定による報告は、本市ホームページ等で行うものとする。

4 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を本市に報告しなければならない。

- 1 太陽光発電設備が損傷又は滅失したとき。
- 2 太陽光発電設備を処分しようとするとき。
- 3 太陽光発電設備を増設しようとするとき。

(販売代金の受領)

第7条 第三者より支払われる代金は、本市がこれを受領する。

(退会)

第8条 会員は、いつでも本会を退会することができる。この場合において、会員は、本市に「おひさまソーラーネット帯広退会届」(様式第3号)を提出するものとする。

2 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員の退会措置をとることができる。

- (1) 第4条に定めた入会資格を喪失した場合
- (2) 会員が本会の目的に著しくふさわしくない行動をとった場合

(会費)

第9条 本会の会費は、無料とする。

(存続期間)

第10条 本会の存続期間は、J-クレジット制度の実施期間と同一とする。

(規約の改訂)

第11条 本規約は、会員の事前承諾を得ることなく必要に応じて改訂できるものとする。なお、変更後の規約については、適宜会員に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 会員から得られた個人情報は、本会の業務遂行のためにのみ利用する。

平成24年 2月 2日制定

## 写真撮影の方法

### 1. 積算発電量を確認する写真

モニターまたはパワーコンディショナーに積算発電量及び日付を表示した状態で、これらの表示が読めるように写真（デジタルカメラでも可）を撮影する。

ただし、モニターまたはパワーコンディショナーに日付の表示機能がないなど、積算発電量及び日付を同時に表示できない場合には、（デジタル）カメラの日付表示機能を使用して積算発電量を撮影する。

### 2. 積算売電量を確認する写真

余剰電力販売用電力量計を、表示された数値が読めるように写真（デジタルカメラでも可）を撮影する。撮影時には、撮影日がわかるように（デジタル）カメラの日付表示機能を使用して撮影する。

ただし、やむを得ない理由により余剰電力販売用電力量計を撮影できない場合には、太陽光発電余剰電力の受給契約を結ぶ電力会社が発行する、積算売電量が明記された書類の写しにより確認する。



## 積算発電量等報告書

おひさまソーラーネット帯広入会規約第6条第1項の規定により、関係書類を添付の上、次のとおり報告します。

報告日	年 月 日
会員氏名	
会員住所	
会員連絡先	
太陽光発電システム設置年度	年度
積算発電量	k w h
積算売電量	k w h
備考	

**【添付書類】**

- ・積算発電量を確認できるモニターまたはパワーコンディショナーの写真（日付入）
- ・積算売電量を確認できる余剰電力販売用電力量計の写真など（日付入）

## おひさまソーラーネット帯広退会届

おひさまソーラーネット帯広入会規約第8条第1項の規定により、次のとおり退会届を提出します。

申 込 日	年 月 日
会 員 氏 名	印
会 員 住 所	
会 員 連 絡 先	
太陽光発電システム設置年度	年度
退 会 理 由	
備 考	